

# 山形県消費生活審議会委員募集要項

## 1 趣旨

山形県では、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者問題に関する事項を調査審議する「山形県消費生活審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

当審議会の審議に幅広い視点で県民の方から意見をいただくため、審議会の委員を公募します。

## 2 公募する委員の概要

- (1) 募集人数：2名以内  
(他に学識経験者、消費者、事業者等の委員を加え、16名で構成)
- (2) 任期：委嘱の日（令和4年10月1日以降）～令和6年9月30日まで
- (3) 開催回数：毎年数回程度（1回あたり2時間程度）
- (4) 費用負担：県の規定に基づき謝金及び交通費を支給

## 3 応募資格

次の全ての要件を満たす方。ただし、国、地方公共団体の議員及び職員を除きます。

- (1) 令和4年8月1日現在で満18歳以上の方
- (2) 山形県内に在住、在勤又は在学の方
- (3) 消費者問題について関心のある方
- (4) 山形市内において平日開催される審議会に出席できる方

## 4 審議事項

- (1) 県民の消費生活の安定及び向上を図るための事項
- (2) 知事の諮問に係る重要事項  
(消費者施策の大綱、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項)

## 5 応募方法

### (1) 申込手続

「応募申込書」に必要事項を記入し、郵送、電子メール又は直接持参のいずれかの方法で応募してください。「応募申込書」は県のホームページからダウンロード可能です。

※提出された書類は返却しませんので御了承ください。

※応募にあたって要する費用（郵送料等）は応募者の負担となります。

### (2) 募集期間

令和4年6月24日（金）～令和4年7月22日（金）必着

## 6 提出書類

- (1) 応募申込書（別添）
- (2) 小論文（800 字程度、様式任意）

下記の第4次消費者基本計画（県ホームページ参照

<https://www.pref.yamagata.jp/021006/kurashi/shohi/syohisyaplan/dai4ji.html>）

の重点施策からテーマを一つ選択し、身近な地域や生活に密着した視点から意見をまとめてください。

【重点1】高齢者等被害防止のための見守り体制の構築

【重点2】若年者に対する消費者啓発・教育の強化

【重点3】エシカル消費（倫理的消費）の推進

【重点4】デジタル化に対応した施策の推進

## 7 選考方法

提出された書類に基づく選考委員会の審査結果を踏まえ、山形県が決定します。

## 8 最終選考結果の通知

令和4年9月中に、郵送により応募者本人あて通知します。

## 9 応募（持参）先・問い合わせ先

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

T E L：023-630-3101

E-mail：yshohise@pref.yamagata.jp